

令和3年度茨城地方最低賃金審議会  
第9回本審議会議事録

令和4年3月17日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和4年3月17日（木）午後4時30分より

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 申 美 花  
清 山 玲  
野 村 貴 広  
細 谷 あ け み

労働者代表委員 大 森 玄 則  
黒 澤 一 仁  
小 坂 祐 之  
宮 下 有 一

使用者代表委員 瓜 田 広  
加 藤 祐 一  
永 井 教 子  
舟 木 健 生  
水 出 浩 司

事務局 労 働 局 長 下 角 圭 司  
労 働 基 準 部 長 田 中 稔  
賃 金 室 長 荻 野 辰 昭  
室 長 補 佐 長 岡 昭 広  
賃 金 係 長 平 戸 直 美

#### 議事次第

- (1) 特定最低賃金改正の意向確認（表明）について
- (2) 労働団体からの要請書について
- (3) その他

長岡補佐

本日はお忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。ただ今から第60期茨城地方最低賃金審議会第9回本審を開催いたします。

本日は都合により、公益代表委員の井出委員と労働者代表委員の星野委員が欠席となっておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による委員総数の3分の2以上、又は公、労、使各代表委員の3分の1以上の必要定数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、本審議会の議事進行を清山会長にお願いいたします。

清山会長

こんにちは。コロナ禍の中の今年度最後の本審となります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。まず最初に、議題（1）の特定最低賃金改正の意向表明について、事務局から説明していただきます。

平戸係長

それでは、私から説明させていただきます。資料No.1、384ページから389ページが、特定最低賃金の改正にかかわる意向表明の写しとなっております。特定最低賃金の4件、鉄鋼業、略称として機械器具製造業等、略称として電機・精密機械器具等製造業、各種商品小売業につきまして、改正申出の意向表明が局長になされたことを報告いたします。申出の時期につきましては、いずれも令和4年7月上旬となっております。

清山会長

ただ今事務局から、来年度の特定最低賃金改正の申出にかかる意向表明が関係労働組合から局長あてに提出された旨の報告がありました。労働者側代表委員で補足説明がありましたらお願いいたします。

大森委員

本日は本年度最後の審議会ということで、まずはこの一年間真摯な審議ができましたことに対しまして、御礼を申し上げます。ありがとうございます。今話がありましたように次年度に向けまして、4つの特定最賃の意向表明をさせていただいたところでございます。申出については7月の上旬を予定しておりますので、趣旨、内容等についてはその際に申し上げていきたいと思っております。いずれにしても、引き続きの真摯な審議ができますようよろしくお願いいたします。

清山会長

この件に関しまして、何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

全委員

(意見・質問等なし)

清山会長

それでは続きまして、事務局から、改正に関する申出の要件ともなります各特定最低賃金の適用労働者数と適用使用者数の報告をお願いします。

平戸係長

それでは説明させていただきます。390ページ、資料No.2が特定最低賃金適用事業所数及び、適用労働者数の一覧となります。これは平成29年実施の経済センサスを元データとして、令和3年12月までの新規や廃止事業所数の増減を補正し、そこに令和3年に実施しました最低賃金に関する基礎調査時に回答された除外労働者、その内訳は、軽作業のみ、18歳未満、65歳以上のデータを除外率として割り戻した人数を増減して算出された人数となります。事業所数の増減は少ないのに人数の増減が大きく生じている理由は、基礎調査で回答された除外労働者数により変わるため、となっております。以上となります。

清山会長

ありがとうございました。

ただ今の報告につきまして、また、資料につきまして、何かご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。はい、加藤委員、お願いします。

加藤委員

適用労働者数で、2年度と3年度比べると、鉄鋼、機械、小売が増えて、逆に電気は減っているということなのですけれど、もう少し長いスパンで見ると、これは減っている感じなのでしょうか、単年度ではなくて5年とか10年で見た場合にはどうでしょうか。この場ではちょっと難しいと思いますので、後でも結構なのでその辺のデータの特徴を教えていただければと思います。

平戸係長

そうですね。数年にわたるデータをお示しした方が良かったかなと思いますので、そういった形の資料をご提出できるように整えたいと思います。

加藤委員

そうしていただければと思います。

平戸係長

はい。次年度はそのようにしたいと思います。

清山会長

この点、資料の方よろしくお願いします。  
それでは、他にございますでしょうか。

全委員

(意見・質問等なし)

清山会長

それでは報告のとおり、局長あて特定最低賃金の改正にかかる意向表明がされたことに伴い、当審議会において労使双方で意向確認をしたいと思います。ご承知のように、特定最低賃金の改正については関係労使の合意が基本となりますので、申出予定者は関係労使当事者間の意思疎通を

図られるようお願いいたします。併せて申出予定者は、意向表明にも書かれていますように、7月上旬までに局長あて、改正に関する申出書の提出をお願いいたします。

続きまして、その他の配布資料の説明をお願いします。

平戸係長

それでは引き続き他の資料につきまして説明させていただきます。まず、391ページから394ページにつきましては、資料No. 3、今年度改正の特定最低賃金4業種の官報公示掲載の写しとなります。遅くなりましたが、本日資料としてお配りいたしました。次の395ページから398ページの資料No. 4、特定最低賃金4業種にかかる全国の改定状況の一覧となります。それぞれ各専門部会で資料としてもお配りしておりましたが、こちらが最終版となります。399ページ、資料No. 5につきましては、表が細かくなっており見づらいたと思います。県内の各労働基準監督署にて例年集中取組み期間である1月から3月に実施している、最低賃金の履行確保にかかる集合監督の実施状況を一覧にしたものとなっております。なお、年表示は、年度ではなく年単位での集計となっております。また、一番右の表、令和3年につきましては、令和3年1月から3月までの実施計画となっておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、調査が途中で中止となったため、集計した件数が少なくなっております。なお、令和4年の調査については、1月から実施しており、2月末現在、239件調査済みとなっております。239件のうち、最低賃金以上を払っていなかった違反事業所が21件、このうち、最低賃金額を知らなかったと回答した事業所は8件でした。当局においては、今後も周知広報にきっちり努めてまいりたいと思います。私からの報告については、以上となります。

清山会長

はい、最低賃金の履行確保について労使の皆さんが非常

に熱心に討議してくださいまして、労働局の方にもいろいろな支援策も含めて周知して履行してくださいますようにということで、今年度答申をしております。それに伴って、このようにしっかり履行の確認がなされ、最低賃金の履行が出来ていないところに対しても様々な啓発や支援をしてくださったことと思います。今後ともしっかり続けていただきたいと思っています。この件も含めて資料について何かご意見やご質問がございますでしょうか。

加藤委員           はい。

清山会長           はい、加藤委員お願いします。

加藤委員           398ページの各種商品小売業と百貨店、総合スーパーの見方なのですけれども、必要性の有無というのが左から4列目にありまして、横棒と無というのは審議が行われなかったところだと思うのですが、これの違いをちょっと説明していただいてよろしいですか。

平戸係長           これは、申出書が無かったところだと思います。

清山会長           すみません。たぶんこれは、地域別の最賃の方が上回っているんで、それを上回って改正するという申出がなかったのか、そういうことじゃないですか。もう埋もれてますよ。

荻野室長           そうですね。

清山会長           もちろん地域別最低賃金の水準以下に埋もれていても、労側が申出をして、使側がOKですよと言えば、そこで開催されると思うのですが、これは成立をしていないという

ことでしょう。

平戸係長

そうですね。この表でいうところの、埼玉などはもう既に上回っているので、申出書自体がなかった、必要性の審議もされていない。千葉につきましては、申出書はあったと思うのですが、もはや最賃以下になりますので、必要性はないという判断をしたのかなと思います。そういったことで横棒にしていると思います。

加藤委員

これからこういう形で表にするとしたら、注釈を付けていただいた方が、新任の委員さんとか事情が分からない方が多くなるかと思いますので。

平戸係長

はい。そのようにしたいと思います。

清山会長

先ほどおっしゃった千葉の新設の案件もあるので、ちょっとそのあたりは少し来年度も含めて、新しくなるところは丁寧に対応していただきますようお願いいたします。

加藤さん、これで大丈夫ですか。

加藤委員

大丈夫です。

清山会長

ありがとうございます。他に皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

全委員

(意見・質問等なし)

清山会長

それでは続きまして、議題(2)の労働団体からの要請書につきまして、報告を事務局からお願いします。

荻野室長

私の方からご報告申し上げます。お手元の資料No.6及び

No. 7、400から402ページをご覧ください。最低賃金改定後に、労働団体から要請書が2件提出されておりました、要請内容の一部に本審議会にお伝えすべき内容がございましたので、ご報告させていただきます。

本年2月8日付けで、茨城労働局長あてに茨城ユニオン様から要請書、2月17日付けで、茨城労働局長あてに茨城県労働組合総連合様から、労働者の権利を守る立場での労働行政改善と最賃引上げ、労働行政の拡充のための人員増を求める要請書が提出されております。茨城ユニオン様からの要請書については、記の1、5、8におきまして、主に審議会の運営に関する要請がございます。また、茨城労連様からの要請書については、記の項目2に、最低賃金の引き上げについて、と題した、最低賃金の引上げや審議会の運営に関する要請等が一部ございます。以上でございます。

清山会長

はい、ありがとうございます。この件につきまして、何かご質問やご意見はございますでしょうか。

全委員

(意見・質問等なし)

清山会長

それでは、要請書については、適宜取り計らいいただいて、対応できるものは対応していただくということによろしいでしょうか。

委員

(異議なしの声)

清山会長

続きまして、その他の議題が何か事務局からありますでしょうか。

荻野室長

私の方から3点ほどご説明申し上げたいと思います。ま

ず、1点目は、今年度の茨城県最低賃金の答申の付帯事項にございました最低賃金引上げによる中小企業・小規模事業者に対する支援にかかる業務改善助成金の受付状況でございます。参考といたしまして、令和元年度の申請受付件数は5件、令和2年度が14件ということでした。今年度においては、答申日以降の9月に43件、10月に15件受付し、2月末現在では特例コースの申請を含み96件受け付けてございます。なお、業務改善助成金の特例コースにつきましては、正式な配布資料とは別にご用意いたしました右上に参考と書いてありますリーフレットをご覧ください。特例コースは、令和3年度の補正予算におきまして、コロナ禍で影響を受けた事業者向けの助成対象となる設備投資等の範囲を更に拡大し新設したもので、本年1月13日から申請受け付けを開始されたところでございます。また、参考にですが、同様に補正予算の措置におきまして、既存のコース、通常の業務改善助成金になりますが、これにおいても、当初1月31日までとしておりました申請期限を3月末まで延長しております。ここで、特例コースの概要のポイントを簡単に説明しておきますと、新型コロナウイルスの影響により、売上高が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から同年12月末までの間に事業場内最低賃金を30円以上引上げているということでございます。つまり、通常コースの業務改善助成金と同様に、引上げ前の事業場内最低賃金と県の最賃の差額が30円以内の事業場に限りませんが、大きなポイントとして、賃金引上げ額が30円に満たない場合でも、申請時までには遡って追加の引上げを行い、当該差額が支払われた場合は、要件に該当するものとして取り扱われるということです。また、助成対象となる設備投資等において、従来の生産性向上等に資する設備投資の外、生産性向上に資する設備投資等を行う取組みに関連する費用としまして、リーフレットの一番下の

B 関連する経費、と記載しているところになりますが、これについても助成対象としたということでございます。

続きまして2点目でございます。事業場視察についてです。新型コロナウイルス感染症の影響等によりまして、事業場視察はここ数年開催しておらず、昨年12月下旬には、デルタ株による第5波の新規感染者数が激減したことから、開催に向けまして、ぎりぎりまで経過をみておりましたが、その後、オミクロン株による急激な感染拡大によりまして1月27日に茨城県でも、国のまん延防止等重点措置が適用され、2月下旬になっても、オミクロン株による第6波の新規感染者数の減少がみられず、その後もまん延防止が延長されたことに伴いまして、残念ながら、今年度においても中止とさせていただきます。来年度は、是非開催できることを願っております。

最後3点目は、令和4年度における最低賃金審議会の日程についてです。先ほどの業務改善助成金特例コース同様、正式な配布資料とは別にご用意いたしました、右上に参考資料と書いております、令和4年度最低賃金審議会開催予定表をご参照ください。令和4年度における最低賃金審議会の日程につきましては、今年度を含みます過去の審議会開催日を踏襲し、おおむねこの予定表での日程を予定しております。例年どおり開催予定前に、委員の皆様とは日程調整をさせていただきますが、委員の皆様におかれましては、大変ご多用と存じますが、可能な限り日程の確保をお願いできれば幸いです。なお、例年どおりの10月1日の効力発生を考えますと、8月5日金曜日の午後、8月23日火曜日の午前中は、誠に申し訳ございませんが、可能な限り日程の確保をお願いできればと思っております。よろしく申し上げます。以上でございます。

清山会長

それでは、それ以外に何か皆様ございますでしょうか。

ただ今いろいろと労働局の方でなさっている業務改善の新しい動きであるとか、ご説明いただいたと思いますが、質問、ご意見等ございますか。

加藤委員           はい。

清山会長           はい、加藤委員お願いします。

加藤委員           今年初めて付帯事項について決めさせていただきましたが、いろいろな取組みをしていただいで感謝をして、その件数もずいぶん増えているということで安心しました。

清山会長           他に質問やご意見ございますでしょうか。

全委員             (意見・質問等なし)

清山会長           それでは、以上で本日の議事は全て終了しました。最後にもう一度お尋ねします。何か全体を通してご意見、ご質問等ございますでしょうか。

全委員             (意見・質問等なし)

清山会長           よろしいでしょうか。無いようでしたら、ここで下角茨城労働局長よりご挨拶をいただきます。よろしく申し上げます。

下角局長           委員の皆様には、昨年7月5日が第1回本審のスタートになりましたけれども、そこから本当に8か月強にわたって審議会へご対応いただきまして、本当にありがとうございました。特に8月から11月にかけては大変過密な審議日

程にもかかわらず、審議会の開催にご配慮を賜りまして、本当にありがとうございます。そして今年度は特に中賃の審議会で時間額28円ということで過去最大の目安額が示される中で、清山会長を始め委員の皆様には、県最低賃金と4業種の特定最低賃金について、精力的かつ真摯に審議を尽くしていただいたこと、本当に心より深く感謝申し上げます。労働局と致しましては、最低賃金が県内で確実に遵守されるという観点から、この1月から2月にかけて、最低賃金の履行確保のための監督指導を集中的に実施したところでございます。引き続き、各種説明会、指導会等を積極的に活用する中で、履行確保に努めてまいりたいと考えております。それから、今年度の最低賃金の答申の付帯事項にもありました中小企業・小規模事業者に対する支援につきましても、先ほども説明させていただきましたけれども、業務改善助成金を始めとする各種助成金の周知広報、あるいは相談につきまして、例えば、茨城働き方改革推進支援センターにご協力をいただいて、監督指導の会場出張無料相談を行うといった取組みなどを新たに行ったところでございます。助成金の活用については、最低賃金の履行確保だけでなく、労働基準行政を円滑にする観点からも非常に有効な施策であるというふうに考えておりまして、今後とも積極的にPRに努め活用促進を図ってまいりたいと考えております。本年度の審議会は本日をもって一区切りということになりますけれども、委員の皆様には、引き続き労働行政へのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。お礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

清山会長

ありがとうございました。私も初めての会長職で、この審議会を司ることになったのですが、皆様のおかげで、審議会を無事今年度終了できることに心から感謝を申し上げます。

ます。数多くの審議会の中で、これほどストレスの多い職場はないと思っているので、本当にありがたく思っております。それでは、以上をもちまして、本年度最後の最低賃金審議会を終了いたします。委員の皆様、お疲れ様でした。ありがとうございました。